

整理番号 TKJ101224

発送番号 000364 1/
発送日 平成28年 3月 1日

通知書

平成28年 2月 1日
特許庁長官

技術評価請求人代理人 田邊 淳也 様

実用新案登録 第3167077号

上記、実用新案登録出願又は実用新案登録について、実用新案技術評価請求に基づき、実用新案技術評価書を作成したので通知します。

上記の書類は、ファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成28年 3月 1日 経済産業事務官 高地 伸幸



実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

- 1. 登録番号 3167077
- 2. 出願番号 実願2010-008590
- 3. 出願日 平成22年12月24日
- 4. 優先日/原出願日
- 5. 考案の名称 発光素子内臓手すり
- 6. 実用新案登録出願人/実用新案権者
 トーキン工業株式会社
- 7. 作成日 平成28年2月1日
- 8. 考案の属する分野の分類
 (国際特許分類) E04F 11/18
 F21V 33/00
- 9. 作成した審査官 西村 隆 (3922 2E)
- 10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
 分野 国際特許分類
 E04F 11/18
 F21V 33/00
 時期的範囲 ~平成28年2月1日
- その他の文献 英国特許出願公開第2475328号明細書
 特開2007-035890号公報

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

審査長

審査官

審査官補

代



12. 評価

- ・請求項 1-5
- ・評価 6
- ・引用文献等 1-4 (一般的技術水準を示す参考文献)
- ・評価についての説明

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

なお、発明の名称、各請求項に記載の「発光素子内蔵手すり」は、「発光素子内蔵手すり」の誤記と思われる。

引用文献等一覧

1. 特開2005-188030号公報
2. 英国特許出願公開第2475328号明細書
3. 特開2007-035890号公報
4. 特開2012-028277号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第7項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む）。